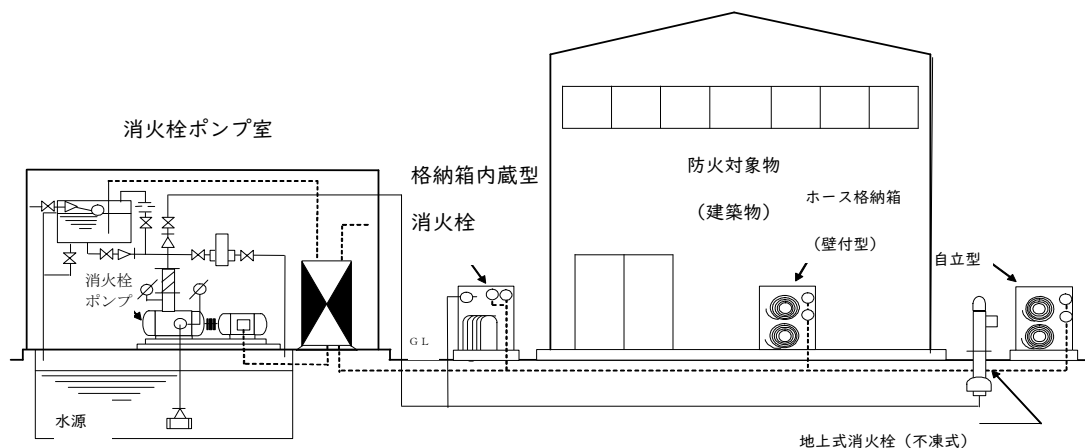


第9 屋外消火栓設備

1 構成

建築物の1階及び2階部分の火災の消火を目的としたもので、屋内消火栓設備により消火すべき段階を過ぎた中期以降の火災の消火及び隣接建物への延焼防止を主目的とするものである。

屋外消火栓設備の構成例

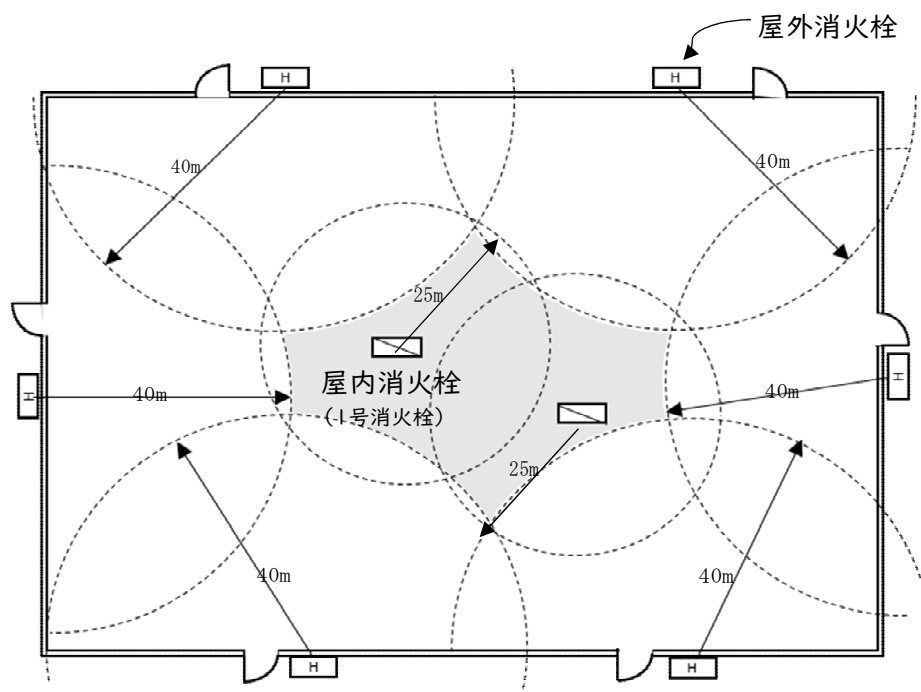


2 設置位置▲

政令第19条第3項第1号及び第5号によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口の付近で火災の影響の少ない場所に設けること。
- (2) 同一敷地内に建築物が複数棟ある場合又は政令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合（以下「同一敷地内に複数棟ある場合」という。）には、棟ごとに屋外消火栓を設置すること。ただし、一の建築物に設置された屋外消火栓が、他の建築物の部分（建築物の1階部分の外壁またはこれに代わる柱等をいう。政令第19条第3項第1号において規定する「建築物の各部分」についても同じ。）を有効に防護できる場合の当該部分については、この限りでない。
- (3) 政令第19条第3項第1号及び第2号に規定する「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）とすること。
- (4) 政令第11条第4項の規定により、屋内消火栓の代替として屋外消火栓を設置する場合は次によること。
 - ア 屋外消火栓のホース接続口から水平距離が40mを超える未警戒部分には、屋内消火栓を設置し、警戒すること（第9-1図参照）
 - イ 代替として認められる部分は、屋外消火栓のホース接続口からの水平距離が40mの範囲内の部分で以下に該当する部分に限る。
 - (ア) ホース2本の長さ（40m）と放水距離（10m）で有効に放水できること。
 - (イ) (ア)により有効に放水できない部分が生じる場合は、直近の屋外消火栓に必要なホー

スを増設し、当該部分に有効に放水することができるよう措置すること。なお、この場合における摩擦損失計算は、増設ホースを加算して計算すること。



第9-1図

3 加圧送水装置 ▲

(1) 種別

省令第22条第10号によるほか、第2 屋内消火栓設備 3.(1).イ、(2).イ及び(3).イを準用すること。

(2) 設置場所

第2 屋内消火栓設備 3.(1).ア、(2).ア又は(3).アを準用すること。

(3) 全揚程等

全揚程等は、省令第22条第10号イ、ロ及びハ(ロ)によることとし、配管の摩擦損失水頭等については第2 屋内消火栓設備を準用すること。

(4) ポンプの吐出量

加圧送水装置にポンプを用いるものは省令第22条第10号ハ(イ)によるほか、同一敷地内に複数の棟がある場合には、ポンプを兼用することができる。この場合のポンプの吐出量は、ポンプを兼用する建築物ごとの吐出量のうち最大のものとするほか、第2 屋内消火栓設備 3.(1).ウ. (7). c.(b)を準用すること。また、他の消火設備とポンプを兼用する場合は第2 屋内消火栓設備 3.(1).ウ. (7). aを準用すること。

4 放水圧力が規定圧力を超えないための措置 ▲

省令第22条第10号ニに規定する「放水圧力が0.6MPaを超えないための措置」は第2 屋内消火栓設備 3.(4)を準用すること。

5 水源

- (1) 水量は、政令第19条第3項第3号によるほか、次によること。
 - ア 他の消火設備等と兼用する場合にあっては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。
 - イ 同一敷地内に複数の棟がある場合で、対象となる建築物の屋外消火栓の設置個数が2を超える場合には、有効水源水量は、14m³以上とすること。
- (2) 水源水量の確保
第2 屋内消火栓設備を準用すること。

6 配管等

- (1) 機器
第2 屋内消火栓設備 5.(1)を準用すること。
- (2) 設置方法★
 - ア 第2 屋内消火栓設備 5.(3).ア、イ及びウを準用するものとし、配主管は、呼び径65A以上とすること。
 - イ 配管内に充水するために補助用高架水槽を設ける場合の容量は、0.5m³以上とし、補助高架水槽から主管までの配管の呼び径は、50A以上とすること。

7 起動装置

省令第22条第10号ホによる。

8 非常電源・配線等

第2 屋内消火栓設備を準用すること。

9 屋外消火栓の表示等

省令第22条第3号、第4号によるほか、次によること。

- (1) 消火栓の位置を明示する赤色の灯火を消火栓箱の上部又は上端に設けること。★
- (2) 赤色の灯火の前面投影面積は、28cm²以上とすること。★
- (3) 前(2)の灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、省令第22条第3号の表示灯と兼ねることができる。

10 屋外消火栓の構造

- (1) 型式★

屋外消火栓は、地上式とし、放水口のホース接続口は、屋外消火栓箱の内部に設置することとする。ただし、屋外消火栓箱の内部に放水口のホース接続口を設置することが困難な場合は、屋外消火栓箱を屋外消火栓の直近の操作に支障のない場所に設置することができることとする。

(2) 屋外消火栓開閉弁

ア 材質及び構造は、第2 屋内消火栓設備 9.(1).ア.(7)を準用すること。

イ 放水口のホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）」に規定する呼称50又は65に適合する差し口とすること。★

11 屋外消火栓箱★

構造は、第2 屋内消火栓設備 9.(1).ア.(4)を準用すること。

12 屋外消火栓箱に格納するホース、ノズル等★

(1) ホース

ア 10.(2).イの放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は65で長さ20mのものを設置すること。

イ 設置するホースの必要本数は、当該屋外消火栓が防護する範囲について歩行距離により算出した数とし、算出した数が2以下の場合は2とする。

(2) ノズル等

第2 屋内消火栓設備 9.(1).ア.(4)を準用すること。ただし、ノズルの口径は呼称19mm以上とし、噴霧切替式（回転式）とすること。

13 屋外消火栓設備の設置単位に関する運用

第3章 第3 消防用設備等の設置単位 参照